

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
官民対話(第1回)結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	27	第2	5	(1)	オ	(イ)		工事動線、資材置き場	「駐車台数は、相模原市墓地等経営の許可等に関する条例施行規則に規定に基づき、火葬炉の数の8倍(1炉あたり8台)を設置すること。」とのことですが、要求水準を満たす利用者の駐車スペースが確保できる条件下で、斎場に從事する職員が利用する駐車場を確保することは事業者提案でよろしいでしょうか。また、職員の駐車場利用を市が認める場合、目的外使用料はいくらかりますでしょうか。普通自動車1台、バイク1台、それぞれの年間費用をご教示願います。入札説明書の25頁に記載がある通り、既存の駐車スペースは160台(利用者用140台、業者用20台)となっております。	職員が利用する自動車駐車場として目的外申請などで確保することは認められません。
2	要求水準書	7	第1	7	(2)	イ			災害時の対応	災害発生時に「必要な輸送手段を確保すること」とありますが、具体的には事業者側が燃料であればタンクローリー・備品であればトラックなど輸送車両を確保するという事でしょうか？事業者側が施設内でこのような車両を保有するのは現実的に難しいため、燃料や備品等の販売事業者と優先的な供給を依頼する協定の締結程度にしていただけないでしょうか。	燃料用のタンクローリーや備品用トラック等の輸送車両を直接保有する義務までは課しておらず、実務的な対応として、燃料や備品等の販売事業者と優先的な供給を依頼する協定を締結することなどが、災害時に迅速な輸送手段の確保を図ることを想定した内容になります。
3	要求水準書	58	第6	3	(3)				火葬予約枠数	貴市斎場の火葬件数は全国でもトップクラスです。また友引も火葬を行うため、他斎場と比べて休場日が極端に少なく、過酷な条件となっています。火葬炉はその過酷な条件を満たすよう、設計し、保守点検・修繕も計画しますが、安全な設備稼働のためにやむを得ず緊急修繕・緊急点検を行う事があるかもしれません。そのような緊急的な対応の場合については、貴市が設定された8,300件・10,000件の予約枠数の下限について、ご配慮をお願いします。	やむを得ず緊急修繕・緊急点検を行うために火葬炉を停止する場合も、可能な限り代替の開場日や火葬時間を確保いただく等により、8,300枠及び10,000枠の予約枠数を確保してください。なお、災害等やむを得ない状況によっては、協議を行うこともあります。
4	入札説明書 要求水準書	34・37 49	別紙2 別紙2 第5	2 3 2	4) 2) (6)	- ② イ			指定管理料Dの算定及び支払方法 基準となる指標 長期修繕計画書	提案時は実施設計及び完成後の施設状態が未確定です。完成確認後に承認する長期修繕計画に基づき、指定管理料Dの対象・年度・金額を改定していただけないでしょうか。また、必要に応じて修繕を前倒しもしくは繰越し。年度間組替え及び累計額の再配分することをお認めいただけないでしょうか。	指定管理料Dの総額が変更されない範囲で、長期修繕計画の調整による指定管理料Dに係る対象・年度・金額の変更の協議を可能とします。なお、予算要求等の都合から、改定額の適用可能時期は確約できません。また、修繕時期の変更は、必要に応じて市と協議の上で実施を可能とします。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
官民対話(第1回)結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
5	入札説明書	34	別紙2	2	4)				指定管理料Dの算定及び支払方法	7月31日修正版により、指定管理者基本協定書第24条第6項は、修繕費が概算払額を上回る場合、「別途協議により取扱いを決定する」と変更されました。事業者に帰責性のない既存・潜在瑕疵、不可抗力、法令変更、市の指示又は要求水準の変更等による計画外修繕及び指定管理料Dの超過分は、当該協議により市負担(指定管理料の増額又は契約変更)となるとの理解でよいでしょうか。	官民対話実施に対する質問No.4の回答を参照ください。市負担となるかどうかは、協議結果によります。
	指定管理者基本協定書(案)	6・11	24条43条					指定管理料の支払修繕の費用負担			
	要求水準書	49	第5	2	(6)			維持管理計画及び報告			
6	指定管理者基本協定書(案)	17	-					別紙	施設・設備瑕疵リスク	リスク分担表では「本事業による改善範囲に含まれる既存施設の瑕疵」を指定管理者の主分担としています。契約前に公表資料・通常の事前調査から予見できない既存・潜在瑕疵は、改善範囲内であっても、市負担による請負代金・指定管理料及び業務期間の変更対象となるとの理解でよいでしょうか。設計施工一括契約書第18条との優先関係も明示してください。	リスク分担表に記載のとおり、本事業による改善範囲内の既存施設・設備の瑕疵については、指定管理者負担を基本としています。ただし、設計施工一括契約書第18条第1項第4号又は第5号に該当すると認められる場合には、同条に基づき必要な対応について協議を行います。その場合の費用負担、請負代金額、指定管理料及び業務期間の変更の要否については、個別の事実関係を踏まえて判断します。なお、18条第1項に該当する判断となる場合は不可抗力ではなく、18条の規定に応じた対応になります。一般的な不可抗力事象の場合は、第30条の規定での対応となります。
	設計施工一括契約書(案)	14	18条						条件変更等		
7	入札説明書	32	別紙2	2					本事業費の支払方法	令和8年4月2日官民対話(追加)結果No.3では、実施済み部分を明確に区分し、当初内訳との対応を確認できることを前提に、基本設計と実施設計をまとめた業務実施、履行確認及び部分払いを可能とする方針が示されていました。一方、第1回質問回答No.4では各終了段階での検査が原則とされています。仮施設設計と本体施設設計を区分する等、実施済み部分を明確にできる場合は、基本・実施設計をまとめて検査及び支払対象とすることが可能でしょうか。不可の場合は、公告前回答から取扱いを変更した趣旨を明示してください。	仮施設設計と本体施設設計を区分するなど実施済み部分を明確にできる場合は、基本設計・実施設計をまとめて検査及び支払いの対象とすることが可能です。なお、工事に合わせた工事監理の進捗率を明示していただく必要があります。
	入札説明書等に関する質問の回答公表(第1回)		1	No.4	-			-			
	官民対話(追加)結果概要(4月2日実施分)		1	No.3	-			-			

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
官民対話(第1回)結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
8	入札説明書	35	別紙 2	3	1)	①			対象となる費用	入札説明書等に関する質問の回答(第1回) ■入札説明書に対する質問No.5 について、再度の意見交換をお願いいたします。	工事監理期間が長期となること、また、昨今の技術者の著しい 上昇等の状況を鑑み、「工事監理業務」に要する費用につい ても、改定対象とします。 なお、改定方法は「建築改修業務」に要する費用と同様の対 応とし、基準となる指標は設計業務委託等技術者単価(国土 交通省)等を設定することを想定しています。
9	実施方針等に関する質問の 回答	9	No.8						地元説明会の主催者	実施方針段階の要求水準書に対する質問No.8では、仮設火 葬炉設置許可手続に伴う地元説明会は原則として市が主催 し、事業者と同席を求める場合があると回答されていますが、 公告後資料には役割分担が明記されていません。公告後も、 市が説明会を主催し、会場確保、周知、住民対応及び許可手 続上必要な調整を行い、事業者は技術説明等に協力するとの 理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書 設計施工一括 契約書(案) 実施方針等に関する質問の 回答 官民対話(追 加)結果(4月2 日実施分)の公 表	3～ 5、26 ～37 14・ 15 1～3 3	第1 第2 18条 ～ 20条 No.4・ No.5・ No.10 No.14	4 5 - - -					適用法令・基準 建築・設備要件 条件変更等 入札関連書面及び設計 図書の変更 本業務に係る受注者の 提案 本業務の中止 - -	実施方針段階の回答では、提示資料から読み取れない既存 不適格、遡及適用、消防協議等による追加対応は、市負担も 想定して協議するとされていました。公告後資料では、修繕・ 更新に係る既存瑕疵の取扱いが示される一方、設計・工事段 階の追加法令対応に関する取扱いが明確ではありません。公 表資料、現地見学及び通常の事前調査から合理的に予見で きない追加調査、設計変更、設備追加、仮設対応等は、市負 担による請負代金及び工期の変更対象となるとの理解でよい でしょうか。	入札説明書等に対する質問No.11の回答を参照ください。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
官民対話(第1回)結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
11	要求水準書 実施方針等に関する質問の回答	26 16	第2 No.62	5 -	(1) -	ア -			共通事項 -	実施方針段階の要求水準書に対する質問No.62では、受変電設備の切替に特別な休場日が必要な場合、休炉日と合わせて3日間を優先して提案するよう回答されています。公告後の要求水準書では、電気・ガス切替について『最低2日＋予備日(余裕を見て複数日)を2回以上』とされ、1回当たりの連続休場日数が明確ではありません。各切替につき連続3日間の休場を提案可能とし、予見不能な事情により追加休場が必要な場合は工期及び費用を協議できるとの理解でよいでしょうか。	電気・ガス切替の連続休場日数は要求水準書に明確な上限はありませんが、休炉日と合わせた連続3日間の休場は提案が可能です。また、予見不可能な事情による追加休場を要する場合は、協議を可能とします。
12	要求水準書 官民対話(追加)結果概要(4月2日実施分)	25・ 26 4	第2 No.18	4 -	-				火葬炉移設時の保健所・消防対応	令和8年4月2日官民対話(追加)結果No.18では、仮設炉設置時及び仮設炉を本設転用する際はその都度保健所検査が必要であり、消防は書類等の手続のみを想定すると回答されていますが、公告後資料には明記されていません。公告後も同じ取扱いとの理解でよいでしょうか。併せて、各申請・検査の主体、必要期間、施設停止の要否及び手数料等の費用負担を明示してください。	手続きの取扱いについてはご理解のとおりです。仮設炉の保健所検査は、市にて実施し、所要時間は長くて1日程度と想定しています。具体的実施日程は、工事の進捗を踏まえて協議とします。また、火葬炉を2炉ずつ移設する際、移設した火葬炉が検査対象となります。消防の検査は工事工程が判明してから、消防との協議を踏まえて事業者が実施することを想定しています。
13	要求水準書 実施方針等に関する質問・意見の回答	52・ 53 18・ 19	第5 No.82 ～No. 84	6 -					植栽・外構等維持管理業務 -	実施方針段階の要求水準書に対する質問No.82～84では、強剪定は事業者業務とする一方、維持管理期間中の伐採は市負担と回答されています。公告後の要求水準書には当該費用区分が明記されていません。維持管理期間中に枯死、倒木危険、病害等により必要となる伐採は、事業者の帰責事由によるものを除き、調査、伐採、伐根、搬出処分及び必要な更新植栽を含め市負担との理解でよいでしょうか。	枯死・倒木危険・病害などで必要となる維持管理期間中の伐採は、事業者の帰責事由によらない場合、調査、伐採、伐根、搬出処分および必要な更新植栽を含み市負担とします。なお、強剪定は事業者の通常業務とします。
14	様式集	53	様式 7-8						設計概要・面積表・仮設建築物概要	南西側に一部駐車場がありますが、駐車場台数には算定不要でしょうか。	敷地内の駐車場については、必要に応じて欄を追加の上、台数算定してください。
15	要求水準書	20	第2	3	(2)	オ	(ウ)		触媒装置	排ガス基準値をクリアできれば、触媒装置の設置は事業者提案でよろしいでしょうか？	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)での回答のとおり、触媒装置なしで要求水準書に示す排ガス基準値を達成可能であることが確認できる場合、触媒装置なしとすることを可とします。
16	様式集	52	様式 7-6						火葬炉概要	残骨灰用の吸引口の数量が、収骨室用は「室数による」との記載がありますが、収骨室で吸引口を使用した清掃を想定しない場合は不要という理解で良いでしょうか。もしくは、その他の目的や意図があるでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の提案に委ねます。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
官民対話(第1回)結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
17	落札者決定基準	4	-	1	(1)				③火葬炉設備	評価項目の項目名下の概要と詳細の評価内容が整合していない項目があるがどのように提案すれば良いでしょうか。	詳細内容による評価となるため、詳細の評価項目を踏まえてご提案ください。
18	要求水準書	56	第6	2	(1)	キ				「難燃性の番号プレート」とはどのようなものを想定しているでしょうか。	当該記載は、焼骨の取り違えを防止するための対応策の一例としてご理解ください。具体の提案は事業者任せます。